# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月14日

【四半期会計期間】 第10期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 アルピコホールディングス株式会社

【英訳名】 ALPICO HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 曲渕 文昭

【本店の所在の場所】 長野県松本市井川城二丁目1番1号

【電話番号】 0263-26-7100 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 塚田 進

【最寄りの連絡場所】 長野県松本市井川城二丁目1番1号

【電話番号】 0263-26-7100(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 塚田 進

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期 第2四半期連結 累計期間	第10期 第2四半期連結 累計期間	第9期
会計期間		自平成28年 4 月 1 日 至平成28年 9 月30日	自平成29年4月1日 至平成29年9月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
営業収益	(千円)	50,297,475	50,088,981	98,142,902
経常利益	(千円)	1,007,608	989,839	1,420,479
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(千円)	506,238	442,490	1,010,643
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	508,973	433,527	1,023,347
純資産額	(千円)	14,167,224	14,949,752	14,677,892
総資産額	(千円)	69,713,963	75,478,942	68,485,480
1株当たり四半期(当期) 純利益 金額	(円)	14.07	7.88	28.09
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額	(円)	-	ı	-
自己資本比率	(%)	20.3	19.8	21.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,753,257	7,896,622	3,496,847
投資活動によるキャッシュ・フ ロー	(千円)	1,703,193	2,382,369	2,862,404
財務活動によるキャッシュ・フ ロー	(千円)	1,038,521	98,054	1,556,139
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(千円)	8,500,910	12,102,936	6,490,628

回次	第9期 第2四半期 連結会計期間	第10期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日	自平成29年7月1日 至平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (F	) 24.17	8.55

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

EDINET提出書類 アルピコホールディングス株式会社(E15690) 四半期報告書

# 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

# 第2【事業の状況】

# 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

# 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日~平成29年9月30日)における日本経済は、企業収益や設備投資および雇用環境の改善を背景に総じて緩やかな回復基調で推移しました。一方で海外においては米国の政策運営の不確実性や、朝鮮半島における地政学的リスクの高まり等先行きは不透明な状況にあり、また国内個人消費は節約志向や選別消費の傾向により慎重な状態が続き、厳しい事業環境が継続しております。

このような状況において、当社グループは、企業価値の向上を図ることを主眼に置いた中期経営計画「VALUE UP ALPICO 2020」にて設定した経営目標に基づき、グループ各事業体のサービスおよび設備の質の強化を継続して進めるとともに、成長戦略の一環として新たな事業基盤の構築にも取り組んで参りました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、連結営業収益は50,088,981千円(前年同期比0.4%減)、連結営業利益1,188,562千円(前年同期比1.2%減)となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメント別の概況は次のとおりであります。

#### 運輸事業

バス事業は、信州ディスティネーションキャンペーンの効果等により、一般路線及び高速バスの乗客数が増加しましたが、夏季における週末を中心とした天候不順、また台風による道路通行止めの発生等により、上高地・乗鞍地区への観光路線においては乗客数が減少しました。貸切バス部門は県外からの団体旅行需要の減退により、受注が減少しました。タクシー事業では消費者の節約志向が続き夜間市街地の個人需要が弱含みで推移し、客数が減少しました。損益面では原油価格の上昇による燃料費の増加、車両更新による減価償却費の増加等が発生しました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、営業収益は6,503,319千円(前年同期比1.2%増)、営業利益371,677千円(前年同期比41.5%減)となりました。

#### 流通事業

流通事業は、平成28年4月1日に株式会社デリシアとして食品スーパーマーケット事業を統合して以降、一般スーパー「デリシア」及び業務スーパー「ユーパレット」の2ブランドへの集約を進めており、第1四半期連結会計期間の6店舗に続き当第2四半期連結会計期間においては7月にデリシア東部店、デリシア中野店、9月にデリシア更北店と3店舗をそれぞれ改装開店しております。改装工事のための一時的な閉店により売上が減少したものの、新店化に合わせた店舗オペレーションの改善や品揃えの強化を行ったほか、売上原価および販売管理費の削減を進めた結果、営業利益は増加しました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、営業収益は36,090,087千円(前年同期比0.8%減)、営業利益484,539千円(前年同期比134.3%増)となりました。

#### レジャー・サービス事業

ホテル旅館事業では、宿泊客数は松本マラソン等イベントによる需要増があったものの、夏季の天候不順により長野県内への観光客入込みは伸び悩み前年並みで推移しました。一方で各宿泊施設で実施した設備のグレードアップ投資による効果が発現し、客室単価は上昇しました。

サービスエリア事業は、高速道路交通量は前年並みであったものの、大型バスの立寄りの減少や観光客による消費の停滞から、運営する4サービスエリア全体では売上が減少しました。

旅行事業は、募集型企画旅行において前年の海外の治安悪化や熊本地震の影響から脱し、参加客数が増加いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、営業収益は6,294,448千円(前年同期比0.4%増)、営業利益415.617千円(前年同期比3.6%増)となりました。

#### 不動産事業

蓼科地区別荘分譲地管理事業では新規分譲地の区画販売を計上したほか、既存別荘建物の大型リフォーム工事と景観整備請負による売上が増加しました。なお、松本駅前に位置する松本バスターミナルビルの核テナントが9月中旬に閉店し、新テナント入居によるリニューアルを進めております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、営業収益は684,382千円(前年同期比1.3%増)、営業利益137,647千円(前年同期比39.4%減)となりました。

#### その他のサービス事業

自動車整備事業では、特許商品であるクリアー車検の受託整備台数は減少したものの、経費面でのコストの削減や業務の効率化を進めました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、営業収益は1,009,975千円(前年同期比3.3%減)、営業利益89,854千円(前年同期比101.7%増)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日~平成29年9月30日)における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益920,999千円、減価償却費1,892,349千円、仕入債務の増減額3,733,748千円等を加減した結果、7,896,622千円の資金収入(前年同期比6,143,365千円増)となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出2,445,785千円、投資有価証券の取得による支出100,000千円等があったことにより、2,382,369千円の資金支出(前年同期比679,175千円増)となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入3,000,000千円、長期借入金の返済による支出 1,998,703千円、リース債務の返済による支出741,571千円等があったことにより、98,054千円の資金収入(前年同期比940,467千円減)となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、12,102,936千円(前年同期比3,602,025千円増)となりました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

# 第3【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

# 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
種類株式 A	4,215,000
種類株式 B	3,000,000
種類株式 C	2,000,000
計	100,987,960

(注) 会社法下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないと解され、当社におきましても発行可能種類株式総数と一致いたしません。

# 【発行済株式】

種類	第 2 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年 9 月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	59,488,460	59,488,460	非上場	当社は単元株制 度は採用しておりません。
種類株式 A	1,977,500	1,977,500	非上場	当社は単元株制 度は採用してお りません。 (注)1
種類株式 B	2,886,000	2,886,000	非上場	当社は単元株制 度は採用してお りません。 (注)2
種類株式 C	2,000,000	2,000,000	非上場	当社は単元株制 度は採用してお りません。 (注)3
計	66,351,960	66,351,960	-	-

#### (注)1 種類株式Aの内容は次のとおりであります。

#### 1. A種株式に対する剰余金の配当

(1) 当社は、当社の事業年度末日における連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年 10月30日大蔵省令第28号。その後の改正を含む。)に基づき作成された連結貸借対照表上の利益剰余金の額が50億円を超えた場合であって、かつ、当社定款第41条に定める剰余金の配当を行う場合に限り、当該超過額の2分の1に相当する金額を上限として、剰余金の配当がその効力を生ずる日における当社の会社法(平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。)第461条第2項所定の分配可能額の範囲内で、A種株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)、当社種類株式B(以下、「B種株式」という。)を有する株主(以下、「B種株式」という。)又はB種株式の登録株式質権者(以下、「B種株式」という。)又はC種株式の登録株式質権者(以下、「C種株式」という。)を有する株主(以下、「C種株式」という。)を有する株主(以下、「C種株式」という。)を有する株主(以下、「C種株主」という。)又はC種株式の登録株式質権者(以下、「C種登録株式質権者」という。)に先立ち、下記(2)に定める額の金銭(以下、「A種配当金」という。)を支払う。

#### (2) A種配当金

1株当たりのA種配当金は、A種株式1株当たりの払込金額に、2.0%の配当年率を乗じて算出した額とする。ただし、平成21年3月31日を基準日とするA種配当金については、平成20年5月1日から平成21年3月31日までの日数(初日及び最終日を含む。)で1年を365日として日割計算した額とする。

#### (3) 非累積条項

ある事業年度において、A種株主又はA種登録株式質権者に対して配当する剰余金の額がA種配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(5) 期末配当以外の剰余金の配当

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、当社定款第41条に定める剰余金の配当以外の剰余金の配当は行わない。

#### 2.残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、A種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、1,000円に経過B種配当金相当額(下記(4)に定義される。)を加算した額を支払い、かかる残余財産の分配を行った後、残余する財産があるときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びC種株主又はC種登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき、1,000円に経過A種配当金相当額(下記(3)に定義される。)を加算した額の金銭を支払う。
- (2) 当社は、前号に基づく残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者及びC種株主又はC種登録株式質権者に対し、同順位かつ平等の割合にて残余財産の分配を行う。
- (3) 本項において、「経過A種配当金相当額」とは、残余財産の分配が行われる日(以下、「残余財産分配日」という。)の属する事業年度におけるA種配当金の額を当該事業年度の初日から残余財産分配日までの日数(初日及び残余財産分配日を含む。)で1年を365日として日割計算した額をいう。
- (4) 本項において、「経過B種配当金相当額」とは、残余財産分配日の属する事業年度におけるB種配当金の額を当該事業年度の初日から残余財産分配日までの日数(初日及び残余財産分配日を含む。)で1年を365日として日割計算した額をいう。
- (5) A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記の他、残余財産の分配を行わない。

#### 3.特定の株主からの取得

- (1) 当社は、法令の定めに従い、特定の株主との合意によってA種株式の全部又は一部を有償で取得することができる。
- (2) A種株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の 規定を適用しない。
- 4.株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
  - (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種株式について株式の併合又は分割は行わない。
  - (2) 当社は、A種株主に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当て又は同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づく株式の割当てを受ける権利又は同法第241条第1項に基づく新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

A種株主は、法令の定めに従い、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、下記(2)に定める条件で、当社がA種株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成24年 4 月30日以降

(2) 取得の条件

A種株主は、次に定める条件により、当社がA種株式を取得するのと引き換えに普通株式を交付させることができる。なお、A種株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。取得と引換えに交付すべき = (A種株主が取得を請求したA種株式の払込金額の総額)÷交付価額普通株式数

交付価額

イ 当初交付価額

当初交付価額は、100円とする。

- ロ 交付価額の調整
  - (a) 当社は、A種株式の発行後、下記(b) に掲げる各事由により普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

既発行普通株式数 + 交付普通株式数 × 1 株当たりの払込金額 1 株当たり時価

調整後交付価額 = 調整前交付価額 x -

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)( )ないし( )の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)( )の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)( )及び( )の場合は0円とし、下記(b)( )の場合は下記(b)( )で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式により A 種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ( )下記(c)( )に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、下記( )において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、下記( )において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の 最終日とする。以下、同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但 し、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基 準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

( ) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引 換えに下記(c)( )に定める時価を下回る対価(下記( )に定義される。)をもって普通 株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記 (c)( )に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その 他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付 新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、「取得請求権付株式等」と いう。) の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものと みなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力 発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける 権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適 用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の 時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている 取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普 通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価 が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ) 普通株式の併合をする場合 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- )上記( )における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係 にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約 権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取 得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の 財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式 の数で除した金額をいう。
- (c)( )交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り
  - ) 交付価額調整式で使用する時価は、その時点における調整前交付価額とする。
- (d) 上記(b) に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社 取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な交付価額の調整を行う。
  - )当社を存続会社とする合併、当社が行う吸収分割による他の会社の権利義務の全部又は一部 の承継、又は当社が行う株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得のために交 付価額の調整を必要とするとき。
  - ) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価 額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があると き。
  - )その他当社の発行済普通株式の株式数の変更が生じたこと又は変更の可能性が生じる事由が 発生したことにより交付価額の調整を必要とするとき。
- (e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合 は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e) により不要とされた調整は繰り越さ れ、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f)上記(a)ないし(e)にかかわらず、平成21年6月30日までに開催される当社株主総会の決議及 び/又は当社取締役会の決議に基づき新株予約権を交付する場合には、( )次に定める算式によ り算出される数が0.1を超えないこと、かつ( )新株予約権の行使に際して出資される金銭を新 株予約権の目的である株式の数で除した数が100円以上(但し、かかる当社株主総会の決議及び/ 又は当社取締役会の決議がなされるまでに、上記(a)ないし(e)に従い交付価額の調整が行われ た場合、その調整後の交付価額以上)であることを条件に、交付価額の調整を行わない。

株式の総数

新株予約権の目的である株式の総数 + 新株予約権の発行を決議する株主総 会及び/又は取締役会の日現在の当社の発行済株式の総数(平成20年4月 14日開催の当社臨時株主総会においてその発行が承認された普通株式の数 新株予約権の目的である : 及び C 種株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行さ れた普通株式の総数を含む。) + 新株予約権の発行を決議する株主総会及 び/又は取締役会の日現在のA種株式、B種株式及びC種株式に係る普通 株式を対価とする取得請求権の行使により発行され得る普通株式の総数

取得請求受付場所

長野県松本市井川城二丁目1番1号

アルピコホールディングス株式会社 本店

取得の効力発生

取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社はA種株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

#### 6 . 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### 7.種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

#### 8.種類株式間の優先順位

#### (1) 剰余金の配当

A種配当金、B種配当金、C種配当金(C種株主又はC種登録株式質権者に対して剰余金の配当として支払われる金銭をいう。以下、同じ。)及び普通配当金(普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当として支払われる金銭をいう。以下、同じ。)の支払順位は、A種配当金を第1順位とし、B種配当金、C種配当金及び普通配当金を同順位で第2順位とする。

#### (2) 残余財産の分配

A種株式、B種株式、C種株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種株式に係る残余財産の分配を第2順位、C種株式及び普通株式に係る残余財産の分配を同順位で第3順位とする。

#### (3) 取得請求権

A種株式、B種株式及びC種株式に係る取得請求権の行使がそれぞれなされ、その取得請求受付場所への到達が同時又はその先後が不明である場合は、C種株式に係る取得請求権の行使を第1順位、A種株式に係る取得請求権の行使を第3順位とする。

#### 9.譲渡制限

譲渡によるA種株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

10.会社法第322条第1項に規定する定款の定め

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11.議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

#### (注) 2 種類株式Bの内容は次のとおりであります。

- 1.B種株式に対する剰余金の配当
  - (1) 当社は、当社の事業年度末日における連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年 10月30日大蔵省令第28号。その後の改正を含む。)に基づき作成された連結貸借対照表上の利益剰余金 の額が50億円を超えた場合であって、かつ、当社定款第41条に定める剰余金の配当を行う場合に限り、 当該超過額の2分の1に相当する金額を上限として、剰余金の配当がその効力を生ずる日における当社 の会社法(平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。)第461条第2項所定の分配可能額の範 囲内で、B種株式を有する株主(以下、「B種株主」という。)又はB種株式の登録株式質権者(以 下、「B種登録株式質権者」という。)に対し、当社種類株式A(以下、「A種株式」という。)を有 する株主(以下、「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権 者」という。)に対して剰余金の配当として支払われる金銭(以下「A種配当金」という。)が支払わ れたことを条件として、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株 式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)及び当社種類株式C(以下、「C種株式」とい う。)を有する株主(以下、「C種株主」という。)又はC種株式の登録株式質権者(以下、「C種登 録株式質権者」という。)と同順位かつ平等の割合にて、剰余金の配当(以下、B種株主又はB種登録 株式質権者に対して剰余金の配当として支払われる金銭を、「B種配当金」という。)を行う。ただ し、平成21年3月31日を基準日とするB種配当金については、平成20年5月1日から平成21年3月31日 までの日数(初日及び最終日を含む。)で1年を365日として日割計算した額とする。

(2) 期末配当以外の剰余金の配当

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、当社定款第41条に定める剰余金の配当以外の剰余金の配当は行わない。

#### 2. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、A種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、1,000円に経過B種配当金相当額(下記(4)に定義される。)を加算した額を支払い、かかる残余財産の分配を行った後、残余する財産があるときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びC種株主又はC種登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき、1,000円に経過A種配当金相当額(下記(3)に定義される。)を加算した額の金銭を支払う。
- (2) 当社は、前号に基づく残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者及びC種株主又はC種登録株式質権者に対し、同順位かつ平等の割合にて残余財産の分配を行う。
- (3) 本項において、「経過A種配当金相当額」とは、残余財産の分配が行われる日(以下、「残余財産分配日」という。)の属する事業年度におけるA種配当金の額を当該事業年度の初日から残余財産分配日までの日数(初日及び残余財産分配日を含む。)で1年を365日として日割計算した額をいう。
- (4) 本項において、「経過B種配当金相当額」とは、残余財産分配日の属する事業年度におけるB種配当金の額を当該事業年度の初日から残余財産分配日までの日数(初日及び残余財産分配日を含む。)で1年を365日として日割計算した額をいう。
- (5) B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記の他、残余財産の分配を行わない。
- 3.特定の株主からの取得
  - (1) 当社は、法令の定めに従い、特定の株主との合意によってB種株式の全部又は一部を有償で取得することができる。
  - (2) B種株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の 規定を適用しない。
- 4.株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
  - (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種株式について株式の併合又は分割は行わない。
  - (2) 当社は、B種株主に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当て又は同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づく株式の割当てを受ける権利又は同法第241条第1項に基づく新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 5. 普通株式を対価とする取得請求権

B種株主は、法令の定めに従い、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、下記(2)に定める条件で、当社がB種株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成27年4月30日以降

(2) 取得の条件

B種株主は、次に定める条件により、当社がB種株式を取得するのと引き換えに普通株式を交付させることができる。なお、B種株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに交付すべき = (B種株主が取得を請求したB種株式の払込金額の総額)÷交付価額普通株式数

交付価額

#### イ 当初交付価額

当初交付価額は、100円とする。

- ロ 交付価額の調整
  - (a) 当社は、B種株式の発行後、下記(b) に掲げる各事由により普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

交付普通株式数×1株当たりの払込金額 既発行普通株式数+ 1株当たり時価

調整後交付価額 = 調整前交付価額 x -

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)( )ないし( )の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)( )の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)( )及び( )の場合は0円とし、下記(b)( )の場合は下記(b)( )で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式により B 種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ( )下記(c)( )に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、下記( )において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、下記( )において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の 最終日とする。以下、同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但 し、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準 日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

( )普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

( )取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)( )に定める時価を下回る対価(下記( )に定義される。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)( )に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新 株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、「取得請求権付株式等」とい う。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみな して交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日 の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与 えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の 時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取 得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株 式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定 した日の翌日以降これを適用する。

- ( )普通株式の併合をする場合
  - 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- ( )上記( )における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいる
- (c)( )交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り 捨てる。
  - ( ) 交付価額調整式で使用する時価は、その時点における調整前交付価額とする。
- (d) 上記(b) に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社 取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な交付価額の調整を行う。
- ( ) 当社を存続会社とする合併、当社が行う吸収分割による他の会社の権利義務の全部又は一部の 承継、又は当社が行う株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価 額の調整を必要とするとき。
- ( ) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ( ) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更が生じたこと又は変更の可能性が生じる事由が発生したことにより交付価額の調整を必要とするとき。
- (e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e) により不要とされた調整は繰り越され、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f)上記(a)ないし(e)にかかわらず、平成21年6月30日までに開催される当社株主総会の決議及び/又は当社取締役会の決議に基づき新株予約権を交付する場合には、( )次に定める算式により算出される数が0.1を超えないこと、かつ( )新株予約権の行使に際して出資される金銭を新株予約権の目的である株式の数で除した数が100円以上(但し、かかる当社株主総会の決議及び/又は当社取締役会の決議がなされるまでに、上記(a)ないし(e)に従い交付価額の調整が行われた場合には、その調整後の交付価額以上)であることを条件に、交付価額の調整を行わない。

新株予約権の目的である 株式の総数

新株予約権の目的である株式の総数+新株予約権の発行を決議する株主総会及び/又は取締役会の日現在の当社の発行済株式の総数(平成20年4月14日開催の当社臨時株主総会においてその発行が承認された普通株式の数÷及びC種株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行された普通株式の総数を含む。)+新株予約権の発行を決議する株主総会及び/又は取締役会の日現在のA種株式、B種株式及びC種株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行され得る普通株式の総数

取得請求受付場所

長野県松本市井川城二丁目1番1号

アルピコホールディングス株式会社 本店

取得の効力発生

取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社はB種株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

#### 6. 議決権

B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### 7.種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

#### 8.種類株式間の優先順位

(1) 剰余金の配当

A種配当金、B種配当金、C種配当金(C種株主又はC種登録株式質権者に対して剰余金の配当として支払われる金銭をいう。以下、同じ。)及び普通配当金(普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当として支払われる金銭をいう。以下、同じ。)の支払順位は、A種配当金を第1順位とし、B種配当金、C種配当金及び普通配当金を同順位で第2順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種株式、B種株式、C種株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種株式に係る残余財産の分配を第2順位、C種株式及び普通株式に係る残余財産の分配を同順位で第3順位とする。

(3) 取得請求権

A種株式、B種株式及びC種株式に係る取得請求権の行使がそれぞれなされ、その取得請求受付場所への到達が同時又はその先後が不明である場合は、C種株式に係る取得請求権の行使を第1順位、A種株式に係る取得請求権の行使を第3順位とする。

9.譲渡制限

譲渡によるB種株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

10.会社法第322条第2項に規定する定款の定め

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

#### (注)3 種類株式 Cの内容は次のとおりであります。

- 1. C種株式に対する剰余金の配当
  - (1) 当社は、当社の事業年度末日における連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年10月30日大蔵省令第28号。その後の改正を含む。)に基づき作成された連結貸借対照表上の利益剰余金の額が50億円を超えた場合であって、かつ、当社定款第41条に定める剰余金の配当を行う場合に限り、当該超過額の2分の1に相当する金額を上限として、剰余金の配当がその効力を生ずる日における当社の会社法(平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。)第461条第2項所定の分配可能額の範囲内で、C種株式を有する株主(以下、「C種株主」という。)又はC種株式の登録株式質権者(以下、「C種登録株式質権者」という。)に対し、当社種類株式A(以下、「A種株式」という。)を有する株主(以下、「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当として支払われる金銭(以下、「A種配当金」という。)が支払われたことを条件として、普通株主又は普通登録株式質権者及び当社種類株式B(以下、「B種株式」という。)を有する株主(以下、「B種株主」という。)又はB種株式の登録株式質権者(以下、「B種登録株式質権者」という。)と同順位かつ平等の割合にて、剰余金の配当(以下、C種株主又はC種登録株式質権者に対して剰余金の配当として支払われる金銭を、「C種配当金」という。)を行う。ただし、平成20年3月31日を基準日とするC種配当金については、平成20年5月1日から平成21年3月31日までの日数(初日及び最終日を含む。)で1年を365日として日割計算した額とする。
  - (2) 期末配当以外の剰余金の配当

C種株主又はC種登録株式質権者に対しては、当社定款第41条に定める剰余金の配当以外の剰余金の配当は行わない。

#### 2. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、A種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、1,000円に経過B種配当金相当額(下記(4)に定義される。)を加算した額を支払い、かかる残余財産の分配を行った後、残余する財産があるときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びC種株主又はC種登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき、1,000円に経過A種配当金相当額(下記(3)に定義される。)を加算した額の金銭を支払う。

- (2) 当社は、前号に基づく残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者及びC種株主又はC種登録株式質権者に対し、同順位かつ平等の割合にて残余財産の分配を行う。
- (3) 本項において、「経過A種配当金相当額」とは、残余財産の分配が行われる日(以下、「残余財産分配日」という。)の属する事業年度におけるA種配当金の額を当該事業年度の初日から残余財産分配日までの日数(初日及び残余財産分配日を含む。)で1年を365日として日割計算した額をいう。
- (4) 本項において、「経過B種配当金相当額」とは、残余財産分配日の属する事業年度におけるB種配当金 (B種株主又はB種登録株式質権者に対しての剰余金の配当として支払われる金銭をいう。以下、同 じ。)の額を当該事業年度の初日から残余財産分配日までの日数(初日及び残余財産分配日を含む。) で1年を365日として日割計算した額をいう。
- (5) C種株主又はC種登録株式質権者に対しては、上記の他、残余財産の分配を行わない。
- 3.特定の株主からの取得
  - (1) 当社は、法令の定めに従い、特定の株主との合意によってC種株式の全部又は一部を有償で取得することができる。
  - (2) C種株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。
- 4.株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
  - (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種株式について株式の併合又は分割は行わない。
  - (2) 当社は、C種株主に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当て又は同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づく株式の割当てを受ける権利又は同法第241条第1項に基づく新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 5. 普通株式を対価とする取得請求権

C種株主は、法令の定めに従い、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、下記(2)に定める条件で、当社がC種株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成20年5月1日以降

(2) 取得の条件

C種株主は、次に定める条件により、当社がC種株式を取得するのと引き換えに普通株式を交付させることができる。なお、C種株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに交付すべき = ( C 種株主が取得を請求した C 種株式の払込金額の総額 ) ÷ 交付価額普通株式数

交付価額

イ 当初交付価額

当初交付価額は、100円とする。

#### ロ 交付価額の調整

(a) 当社は、C種株式の発行後、下記(b) に掲げる各事由により普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

調整後交付価額 = 調整前交付価額 x -

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)( )ないし( )の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)( )の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)( )及び( )の場合は0円とし、下記(b)( )の場合は下記(b)( )で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式により C 種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ( )下記(c)( )に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、下記( )において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、下記( )において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

( ) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

( )取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)( )に定める時価を下回る対価(下記( )に定義される。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)( )に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

( )普通株式の併合をする場合

調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

四半期報告書

- )上記( )における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にあ る支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場 合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転 換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価 額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除し た金額をいう。
- (c)( )交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り
  - ) 交付価額調整式で使用する時価は、その時点における調整前交付価額とする。
- (d) 上記(b) に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社 取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な交付価額の調整を行う。
- )当社を存続会社とする合併、当社が行う吸収分割による他の会社の権利義務の全部又は一部の 承継、又は当社が行う株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価 額の調整を必要とするとき。
- ) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額 の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- )その他当社の発行済普通株式の株式数の変更が生じたこと又は変更の可能性が生じる事由が発 生したことにより交付価額の調整を必要とするとき。
- (e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合 は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e) により不要とされた調整は繰り越さ れ、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f)上記(a)ないし(e)にかかわらず、平成21年6月30日までに開催される当社株主総会の決議及 び/又は当社取締役会の決議に基づき新株予約権を交付する場合には、( )次に定める算式によ り算出される数が0.1を超えないこと、かつ( )新株予約権の行使に際して出資される金銭を新 株予約権の目的である株式の数で除した数が100円以上(但し、かかる当社株主総会の決議及び/ 又は当社取締役会の決議がなされるまでに、上記(a)ないし(e)に従い交付価額の調整が行われ た場合には、その調整後の交付価額以上)であることを条件に、交付価額の調整を行わない。

株式の総数

新株予約権の目的である株式の総数+新株予約権の発行を決議する株主総 会及び/又は取締役会の日現在の当社の発行済株式の総数(平成20年4月 14日開催の当社臨時株主総会においてその発行が承認された普通株式の数 新株予約権の目的である : 及び C 種株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行された。 れた普通株式の総数を含む。) + 新株予約権の発行を決議する株主総会及 び/又は取締役会の日現在のA種株式、B種株式及びC種株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行され得る普通株式の総数

取得請求受付場所

長野県松本市井川城二丁目1番1号

アルピコホールディングス株式会社 本店

取得の効力発生

取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は C 種株式を取得し、当該 取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

#### 6.議決権

C種株主は、株主総会において議決権を有しない。

# 7.種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、C種 株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

# 8.種類株式間の優先順位

#### (1) 剰余金の配当

A 種配当金、 B 種配当金、 C 種配当金、普通配当金(普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金 の配当として支払われる金銭をいう。以下、同じ。)の支払順位は、A種配当金を第1順位とし、B種配 当金、C種配当金及び普通配当金を同順位で第2順位とする。

#### (2) 残余財産の分配

A種株式、B種株式、C種株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種株式に係る残余財産の分配を第2順位、C種株式及び普通株式に係る残余財産の分配を同順位で第3順位とする。

#### (3) 取得請求権

A種株式、B種株式及びC種株式に係る取得請求権の行使がそれぞれなされ、その取得請求受付場所への到達が同時又はその先後が不明である場合は、C種株式に係る取得請求権の行使を第1順位、A種株式に係る取得請求権の行使を第2順位、B種株式に係る取得請求権の行使を第3順位とする。

#### 9.譲渡制限

10.会社法第322条第2項に規定する定款の定め

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、C種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成29年7月1日~ 平成29年9月30日	-	66,351,960	-	2,450,138	-	2,623,842

# (6)【大株主の状況】

# 普通株式

# 平成29年9月30日現在

			72.20十 7 7 100 日 20 12
氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
サンリン株式会社	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3	6,369	10.71
高沢産業株式会社	長野県長野市南千歳1丁目15番地 3	5,095	8.57
キッセイ薬品工業株式会社	長野県松本市芳野19番48号	4,000	6.72
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	  東京都新宿区西新宿1丁目26番1号 	3,625	6.09
鈴與株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11番1号	3,184	5.35
ホクト株式会社	長野県長野市南堀138番地 1	3,052	5.13
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	2,951	4.96
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	2,950	4.96
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	2,950	4.96
株式会社日本アクセス	東京都品川区大崎1丁目2番2号	2,000	3.36
計	-	36,179	60.82

# 種類株式 A 平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アルピコホールディングス 株式会社	長野県松本市井川城2丁目1番1号	1,977	100.00
計	-	1,977	100.00

# 種類株式 B 平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	2,886	100.00
計	-	2,886	100.00

# 種類株式 C 平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アルピコホールディングス 株式会社	長野県松本市井川城2丁目1番1号	2,000	100.00
計	-	2,000	100.00

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下の通りであります。

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (千個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 の割合(%)
サンリン株式会社	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3	6,369	10.71
高沢産業株式会社	長野県長野市南千歳1丁目15番地 3	5,095	8.57
キッセイ薬品工業株式会社	長野県松本市芳野19番48号	4,000	6.72
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	3,625	6.09
鈴與株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11番1号	3,184	5.35
ホクト株式会社	長野県長野市南堀138番地 1	3,052	5.13
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	2,951	4.96
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	2,950	4.96
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	2,950	4.96
株式会社日本アクセス	東京都品川区大崎1丁目2番2号	2,000	3.36
計	-	36,179	60.82

# (7)【議決権の状況】 【発行済株式】

# 平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	種類株式 B 2,886,000	-	「1 (1) 発行済株 式」の脚注 2 を参照
無議決権株式(自己株式等)	種類株式A 1,977,500 種類株式C 2,000,000	-	「1 (1) 発行済株 式」の脚注1、3を 参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,488,460	59,488,460	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	66,351,960	-	-
総株主の議決権	-	59,488,460	-

# 【自己株式等】

# 平成29年9月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アルピコホール ディングス株式会 社	長野県松本市井川 城2丁目1番1号	種類株式 A 1,977,500 種類株式 C 2,000,000	-	種類株式 A 1,977,500 種類株式 C 2,000,000	種類株式 A 2.98 種類株式 C 3.01
計	-	3,977,500	-	3,977,500	5.99

# 2【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】

# (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,493,541	12,107,649
受取手形及び売掛金	1,980,715	2,361,841
商品及び製品	2,127,465	2,162,494
原材料及び貯蔵品	202,696	214,049
分譲土地等	1,557,049	1,536,281
繰延税金資産	531,704	636,708
その他	2,157,640	1,626,417
貸倒引当金	2,867	4,793
流動資産合計	15,047,946	20,640,649
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	26,420,582	27,762,073
機械装置及び運搬具(純額)	581,065	577,035
土地	11,528,775	11,528,418
リース資産(純額)	4,637,217	5,420,094
建設仮勘定	622,492	132,903
その他 ( 純額 )	872,726	1,010,434
有形固定資産合計	44,662,859	46,430,959
のれん	1,942,573	1,797,267
その他	2,491,463	2,480,369
無形固定資産合計	4,434,036	4,277,636
投資有価証券	280,087	390,102
関係会社株式	560,865	552,107
長期貸付金	26,608	26,908
繰延税金資産	708,532	446,962
その他	2,779,124	2,733,070
貸倒引当金	14,580	19,453
	4,340,638	4,129,698
	53,437,534	54,838,293
資産合計	68,485,480	75,478,942

		(+12:113)
	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,543,039	8,276,787
1年内返済予定の長期借入金	3,564,520	3,996,512
リース債務	1,319,133	1,491,476
未払法人税等	76,107	163,253
賞与引当金	533,963	521,222
その他	4,576,118	5,668,635
流動負債合計	14,612,882	20,117,886
固定負債		
長期借入金	28,883,838	29,453,142
リース債務	4,276,513	4,882,252
繰延税金負債	5,999	5,999
資産除去債務	2,120,932	2,136,195
役員退職慰労引当金	105,489	124,267
その他	3,801,933	3,809,446
固定負債合計	39,194,706	40,411,303
負債合計	53,807,588	60,529,190
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	2,450,138
資本剰余金	3,118,709	2,532,240
利益剰余金	11,035,409	9,952,562
株主資本合計	14,654,119	14,934,942
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23,772	30,150
繰延ヘッジ損益	-	15,340
その他の包括利益累計額合計	23,772	14,809
純資産合計	14,677,892	14,949,752
負債純資産合計	68,485,480	75,478,942

# (2)【四半期連結損益及び包括利益計算書】【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益	50,297,475	50,088,981
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	1 35,339,719	1 35,133,141
販売費及び一般管理費	1 13,754,556	1 13,767,277
営業費合計	49,094,276	48,900,418
営業利益	1,203,199	1,188,562
営業外収益		
受取利息	12,369	10,757
受取配当金	6,603	6,572
持分法による投資利益	10,938	-
その他	64,835	34,341
営業外収益合計	94,746	51,671
営業外費用		
支払利息	203,355	185,859
シンジケートローン手数料	40,112	20,725
持分法による投資損失	-	4,259
その他	46,869	39,549
営業外費用合計	290,337	250,393
経常利益	1,007,608	989,839
特別利益		
固定資産売却益	2,460	25,302
補助金収入	219,280	10,164
その他	8,255	-
特別利益合計	229,995	35,466
特別損失		
固定資産売却損	93	777
固定資産除却損	113,521	60,208
投資有価証券売却損	10,741	-
減損損失	156,807	-
解体撤去費用	75,252	38,986
その他	2,250	4,334
特別損失合計	358,667	104,307
税金等調整前四半期純利益	878,936	920,999
法人税、住民税及び事業税	160,527	320,658
法人税等調整額	212,170	157,851
法人税等合計	372,697	478,509
四半期純利益	506,238	442,490
(内訳)		,
親会社株主に帰属する四半期純利益	506,238	442,490
その他の包括利益	,	,
その他有価証券評価差額金	3,062	7,462
繰延ヘッジ損益	-	15,340
持分法適用会社に対する持分相当額	327	1,085
その他の包括利益合計	2,735	8,962
四半期包括利益	508,973	433,527
(内訳)		.53,021
親会社株主に係る四半期包括利益	508,973	433,527
	333,010	100,027

7,896,622

営業活動によるキャッシュ・フロー

(3)【四十朔廷神士ドソノユ・ノロ・川井自】		(単位:千円)
	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	878,936	920,999
減価償却費	1,691,871	1,892,349
のれん償却額	145,306	145,306
減損損失	156,807	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,429	6,799
賞与引当金の増減額( は減少)	119,696	12,741
受取利息及び受取配当金	18,973	17,329
支払利息	203,355	185,859
投資有価証券売却損益( は益)	10,741	-
持分法による投資損益( は益)	10,938	4,259
固定資産売却損益( は益)	2,366	24,524
固定資産除却損	113,521	60,208
補助金収入	219,280	10,164
売上債権の増減額( は増加)	485,631	387,466
たな卸資産の増減額(は増加)	15,856	25,614
その他の資産の増減額(は増加)	367,116	530,990
仕入債務の増減額( は減少)	293,405	3,733,748
その他の負債の増減額(は減少)	79,755	1,089,087
長期未払金の増減額( は減少)	82,177	35,842
その他	122,161	26,966
小計	2,283,199	8,154,577
利息及び配当金の受取額	18,973	17,329
利息の支払額	86,519	185,068
法人税等の支払額	462,396	90,215

1,753,257

		(+12,113)
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,021,544	2,445,785
無形固定資産の取得による支出	59,464	42,800
固定資産の売却による収入	12,152	65,464
補助金収入	219,280	10,164
投資有価証券の取得による支出	-	100,000
投資有価証券の売却による収入	51,112	-
その他	95,269	130,588
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,703,193	2,382,369
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額( は減少)	7,171,164	-
長期借入れによる収入	10,835,000	3,000,000
長期借入金の返済による支出	1,801,822	1,998,703
リース債務の返済による支出	661,820	741,571
株式の発行による収入	-	3,900,277
自己株式の取得による支出	-	3,900,277
配当金の支払額	161,670	161,670
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,038,521	98,054
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,088,585	5,612,307
現金及び現金同等物の期首残高	7,412,325	6,490,628
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 8,500,910	1 12,102,936

#### 【注記事項】

# (四半期連結貸借対照表関係)

# 1.保証債務

(1)金融機関からの借入に対する債務保証

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成29年 9 月30日)
四季の森別荘地オーナー	23件 137,888千	円 20件 122,424千円
(2)リース債務保証		
	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成29年 9 月30日)
その他取引先	8件 11,256千	

# (四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
従業員給料手当	4,843,006千円	4,634,080千円

運輸業等営業費及び売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる引当金繰入額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)
賞与引当金繰入額	466,411千円	521,222千円

# (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)
現金及び預金勘定	8,505,623千円	12,107,649千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	4,712	4,712
- 現金及び現金同等物	8,500,910	12,102,936

#### (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

#### 1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
	普通株式	107,920	3	平成28年 3 月31日	平成28年 6 月23日	利益剰余金
平成28年6月22日 定時株主総会	種類株式 A	44,750	20	平成28年 3 月31日	平成28年 6 月23日	利益剰余金
, Constitution	種類株式 B	9,000	3	平成28年 3 月31日	平成28年 6 月23日	利益剰余金

#### 当第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

#### 1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
	普通株式	107,920	3	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月29日	利益剰余金
平成29年6月28日 定時株主総会	種類株式 A	44,750	20	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月29日	利益剰余金
	種類株式 B	9,000	3	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月29日	利益剰余金

#### 2.株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年3月8日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月27日付で第三者割当により普通株式を発行し、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,950,138千円増加しました。また、平成29年3月8日開催の取締役会及び平成29年4月19日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成29年4月28日付で自己株式を取得及び消却したことにより、資本剰余金が2,536,607千円減少、利益剰余金が1,363,670千円減少しております。これらの結果、当第2四半期連結会計期間末において、資本金が2,450,138千円、資本剰余金が2,532,240千円、利益剰余金が9,952,562千円となりました。

# (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				<b>△</b> ±1	
	運輸	流通	レジャー・ サービス	不動産	その他のサー ビス	合計
営業収益						
外部顧客への営業収益	6,364,658	36,379,786	6,234,524	649,747	668,757	50,297,475
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	63,472	9,979	34,286	25,594	375,148	508,481
計	6,428,130	36,389,766	6,268,811	675,342	1,043,905	50,805,956
セグメント利益	635,460	206,799	401,256	227,128	44,554	1,515,199

2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,515,199
セグメント間取引消去	25,019
全社費用(注)	320,786
未実現利益の調整額	16,232
四半期連結損益計算書の営業利益	1,203,199

- (注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 (固定資産に係る重要な減損損失)

	運輸	流通	レジャー・ サービス	不動産	その他のサー ビス	全社・消去	合計
減損損失	20,225	136,582	-	-	-	-	156,807

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					<b>↑</b>
	運輸	流通	レジャー・ サービス	不動産	その他のサー ビス	合計
営業収益						
外部顧客への営業収益	6,454,878	36,081,404	6,244,907	660,013	647,776	50,088,981
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	48,440	8,682	49,540	24,369	362,199	493,232
計	6,503,319	36,090,087	6,294,448	684,382	1,009,975	50,582,213
セグメント利益	371,677	484,539	415,617	137,647	89,854	1,499,336

2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利益	金額
報告セグメント計	1,499,336
セグメント間取引消去	54,534
全社費用(注)	343,257
未実現利益の調整額	22,051
四半期連結損益計算書の営業利益	1,188,562

- (注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 当第2四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	14.07円	7.88円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	506,238	442,490
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利 益金額(千円)	506,238	442,490
普通株式の期中平均株式数(千株)	35,973	56,147
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当		
たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株	-	-
式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも		
のの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、滞在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

# 2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 アルピコホールディングス株式会社(E15690) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

#### 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月13日

アルピコホールディングス株式会社 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山元 清二 印業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 桒野 正成 印業 務 執 行 社 員 公認会計士 桒野 正成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルピコホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルピコホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。